平成２７年（フ）第１３号
鹿児島県枕崎市桜山上町484番地
債務者　藤田　　学
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第２０３号
静岡県浜松市中区萩丘２丁目８番19号　サンローヤル萩丘Ⅱ102
債務者　宮本　良子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
北海道旭川市豊岡11条５丁目１番13号
債務者　鈴木　麻美
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２２５号
大阪市都島区内代町２丁目15番30―208号
債務者　桑名栄一郎
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２８２号
大阪府豊中市庄内幸町４丁目22番３号
債務者　伊波　優子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２８３号
大阪市港区港晴２丁目４番18―403号
債務者　森田　光**德**
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３９０号
大阪市西成区梅南２丁目２番21号　ベルメゾン花園502、前住所大阪市西成区松１丁目10番29号
債務者　山本　夢美
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３９１号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　東　　智昭
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９５号
岡山市中区清水２丁目５番25号102号、旧住所岡山市南区新保673番地１　Ｂ―102
債務者　山上　寛人
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第３号
沖縄県名護市字田井等674番地
破産者　合資会社タイラ産業
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第１７４４号
札幌市清田区北野４条５丁目４番８号　レオパレス北野台45―202、商業登記簿上の本店所在地札幌市清田区里塚３条５丁目８番１号
破産者　株式会社ブライトハンド
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４０８号
埼玉県富士見市関沢２丁目24番40号
破産者　有限会社富士見モータース
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０３号
埼玉県川越市大字的場2742番地Ｋ１―304号
破産者　合同会社伊東厨商事
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第８９４号
東京都立川市栄町４丁目21番地の11スズカコーポ101号
破産者　寺見　忠正
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７３号
名古屋市港区本星崎町字南4047番地16
破産者　株式会社オオタケファンドリー
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４７号
名古屋市西区南川町83番地
破産者　有限会社アクトシステム
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９６号
名古屋市中村区名駅南１丁目５番17号ネットプラザ柳橋５Ｆ
破産者　イーエムシー中部株式会社
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部